

# 民間建築物等における木材利用の促進 ～第1回協議会以降の取組～

令和4年5月

林野庁



# 目 次

## 第 1 回協議会後の木材利用促進の取組

### 【参考】

1. 木材利用の意義
2. 令和 4 年度予算
3. 令和3年度補正予算

## 第 1 回協議会後の木材利用促進の取組

---

# 公共建築物等木材利用促進法の改正（令和3年6月18日公布、10月1日施行）

## 改正後：「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

### 主な改正内容

#### ■ 法律の題名、目的の見直し

題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、目的について「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示する改正を行うとともに、木材利用の促進に関する基本理念を新設。

#### ■ 公共建築物から建築物一般への拡大

基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大。

#### ■ 木材利用促進本部の設置

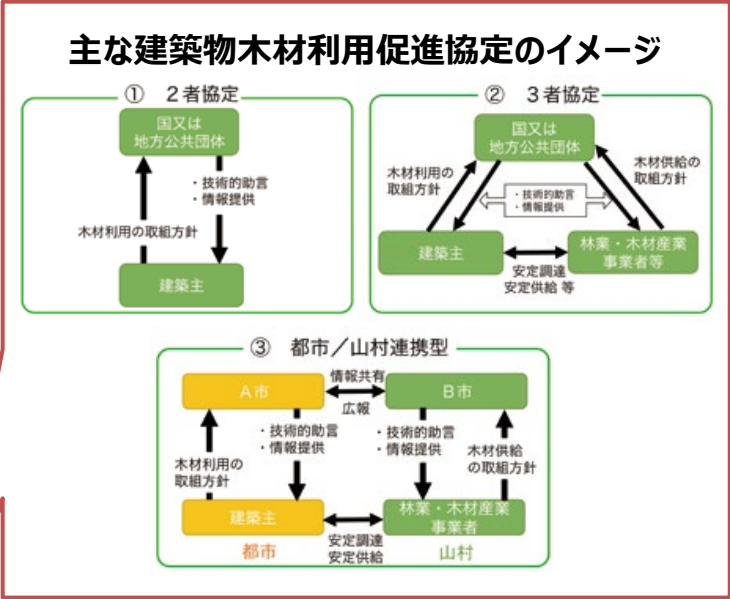
政府における推進体制として、農林水産省に、農林水産大臣を本部長、関係大臣（総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣等）を本部員とする木材利用促進本部を設置し、基本方針の策定等を行う。

#### ■ 建築物木材利用促進協定制度の創設

建築物における木材利用を進めていくため、国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できるという仕組みを設け、国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対して必要な支援を行う。

#### ■ 「木材利用促進の日」、「木材利用促進月間」の制定

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「木」という字が「十」と「八」に分解できることにちなみ、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定化し、国等は普及啓発の取組を行う。



法改正の内容、建築物木材利用促進協定制度については、「改正公共建築物木材利用促進法ハンドブック」をご覧ください



詳しくは  
林野庁のホームページで

建築物木材利用促進協定

検索



# 木材利用促進本部の開催

- 第1回木材利用促進本部（令和3年10月1日）  
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を策定
- 第2回木材利用促進本部（令和4年3月31日）  
「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に基づく措置の実施状況を取りまとめ

## ■ 第1回木材利用促進本部



## ■ 第2回木材利用促進本部



## 木材利用促進本部 本部員名簿

令和4年3月31日現在

本部長      金子原二郎      農林水産大臣

本部員      金子 恭之      総務大臣  
             末松 信介      文部科学大臣  
             萩生田光一      経済産業大臣  
             斉藤 鉄夫      国土交通大臣  
             山口 壯      環境大臣

# 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日決定)の構成

## ＜基本方針の構成＞

### 第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

### 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
- 2 住宅における木材の利用の促進
- 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
- 4 公共建築物における木材の利用の促進
- 5 規制の在り方の検討等
- 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

### 第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

### 第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

### 第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給に携わる者の責務
- 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
- 3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

### 第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
- 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
- 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

## ＜主なポイント＞

- 法の**基本理念**を踏まえて木材の利用を促進
- **非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等**の促進により、**脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等**へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、**快適な生活空間の形成**にも寄与
- **林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給**に係る努力義務

- **木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報提供**
- **建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知**
- **公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化**
- 安全性の確認を踏まえた**建築基準**の更なる**合理化**の検討
- **木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発・国民運動化、顕著な功績のある者の表彰**

- **コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化**

- **CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**

# 基本方針の概要（１）

## 第１ 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

### １ 建築物における木材の利用の促進の意義

- 国産材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与
- 木材は「カーボンニュートラル」であり、調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果も期待される資材
- 非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することにより、脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献

### ２ 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 各主体の取組  
国、地方公共団体、事業者、国民による、基本理念を踏まえた取組
- 関係者相互の連携・協力
- 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立  
林業・木材産業の事業者による木材の安定供給、適切な伐採・再造林等
- 国民の理解の醸成

## 第２ 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### １ 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- CLTや木質耐火部材等の普及
- 木造建築物の設計・施工に関する先進的技術の普及
- 中大規模木造建築物の設計・施工に関する情報提供と人材育成のための研修等
- 建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報の提供
- 優良事例等の取りまとめ、木材利用の効果の調査研究及び定量的・客観的評価手法の開発・普及

### ２ 住宅における木材の利用の促進

- 住宅の設計に関する情報の提供、担い手の育成等

### ３ 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 事業者等に対する協定制度の積極的な周知
- 締結の判断基準（法の目的・基本理念・基本方針等との整合）
- 協定に基づく取組を支援することにより木材利用を促進

### ４ 公共建築物における木材の利用の促進

- 公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待
- 国・地方公共団体等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進
- 木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む）の採用も検討しつつ木造化を促進
- 木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進
- CLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努める

### ５ 規制の在り方の検討等

- 安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材利用の推進のための建築基準の更なる合理化等

### ６ 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- 公共建築物における木材利用、ホームページやパンフレット等による積極的な国民への普及啓発
- 木材利用促進の日（10月8日）・木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発、国民運動化、顕著な功績のある者の表彰

## 基本方針の概要（２）

### 第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、**原則木造化**
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、**内装等の木質化を推進**
- 製材等のほか、**CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術活用を検討**
- 木材を原材料とする**備品や消耗品**、木質バイオマスを燃料とする**暖房器具等の導入の推進**

### 第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

- 各省各庁の長は、各省計画に、公共建築物における木材の利用の方針（木造化及び内装等の木質化等）、木材の利用の目標（木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分等）、推進体制等を記載

### 第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

#### 1 木材の供給に携わる者の責務

- 林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるように**木材の適切かつ安定的な供給**に努める

#### 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

- 木材製造の高度化に関する計画の内容（目標及び内容、木材製造の高度化の実施期間、必要な資金の額及びその調達方法）

### 3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

- 国・地方公共団体は、**CLT等の建築用木材**について、製造に係る**技術、製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及を促進**

### 第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

#### 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

- 地方公共団体は、都道府県方針等において、木材利用の促進のための施策を具体的に記載
- 都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物について、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ

#### 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- 建築物のライフサイクルコストへの影響と木材利用の意義や効果を総合的に判断**
- 設計上の工夫により、ライフサイクルコストを適正化
- 木質バイオマスを燃料とする暖房機器等の導入にあたり維持管理コスト等も考慮

#### 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 地方公共団体は、関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置するよう努める

# 基本方針に基づく措置の実施状況（令和4年3月31日取りまとめ）（1）

## 1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組（令和3年実績）

### （1）基本方針の策定等

- ・木材利用促進本部が、新しい基本方針を策定
- ・全都道府県と93%の市町村が、木材利用方針策定
- ・各都道府県及び市町村において、新しい基本方針を踏まえて、改定中

（令和3年12月末時点で、4県・1町が改定了）

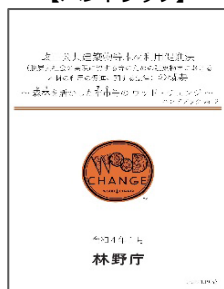
### （2）建築物木材利用促進協定制度の活用

- ・協定制度の周知のためのハンドブック作成
- ・農水省HPIに相談・申入れ窓口設置
- ・経済関係団体・都道府県等への周知・協力依頼
- ・講演、寄稿等を通じた周知や働きかけ等
- ・国との協定1件、都道府県との協定2件が締結（※）

（令和3年12月末時点）

※令和4年3月9日に新たに4件の国との協定4件が締結、令和4年3月15日時点で新たに3件の地方公共団体との協定締結を把握

【ハンドブック】



日本建築士会連合会 × 国土交通省



【総務大臣から各都道府県知事等への通知】

総務大臣から、本年1月、各都道府県知事及び各指定都市の長に対し、庁舎等の公共建築物や民間建築物における木材の利用の促進について積極的な取組を依頼（令和4年1月21日付け総行政第14号総務大臣通知）

福井県経済団体連合会 × 福井県



学校法人 立命館 × 大分県



### （3）木材の利用の促進の啓発と国民運動

- ・多様な主体による木材利用促進月間を集中期間とした普及啓発の取組（全国約120件）の実施
- ・木材を活用した優良な施設に対する表彰等の顕彰



法律施行記念講演会・シンポジウム(R3.10.8開催)  
主催；「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行記念講演会・シンポジウム実行委員会



令和3年度木材利用優良施設コンクール  
内閣総理大臣賞 あわくら会館  
（岡山県西粟倉村）

### （4）建築物への木材利用促進のための利用環境整備

#### ①木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- ・CLTや木質耐火部材等の利用拡大に向けた技術開発・普及、JAS構造材の利用等支援
- ・先導的な技術を導入する木造建築物整備支援
- ・人材の育成、技術情報の集約一元化
- ・炭素貯蔵量・木質化等の効果の見える化等

#### ②住宅における木材の利用の促進

- ・省エネ性能等に優れた木造住宅の整備への支援等

#### ③規制の在り方の検討等

- ・建築基準法に基づく告示の改正

#### ④建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

- ・木材加工流通施設等の整備や技術開発等

# 基本方針に基づく措置の実施状況（2）

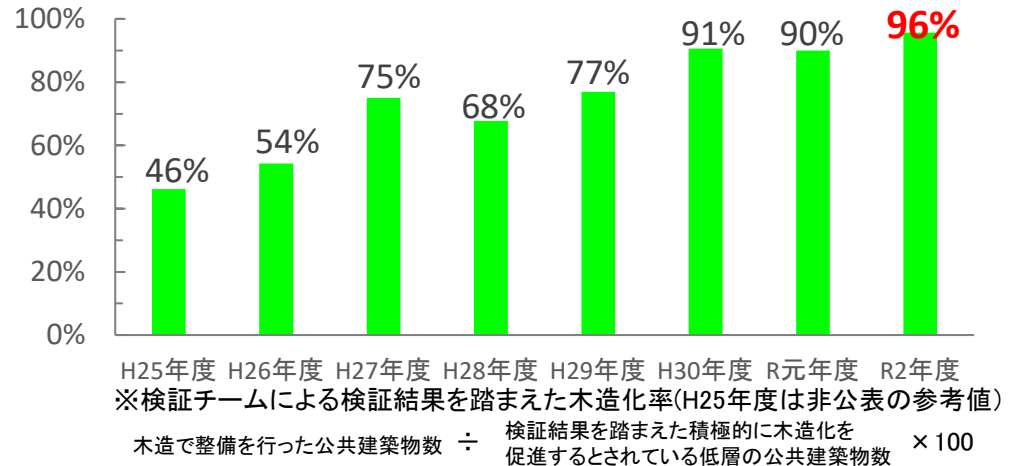
## 2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況（令和2年度実績）

### ◎ R2年度

#### 国が整備する公共建築物での木材利用推進状況

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 木造で整備を行った公共建築物   | 132棟                |
| 内装等の木質化を行った公共建築物 | 220棟                |
| 木造・木質化で利用した木材量   | 5,286m <sup>3</sup> |
| うち、国産材使用量        | 3,709m <sup>3</sup> |

### ◎ 国が整備する公共建築物のうち積極的に木造化を促進するとされた低層の公共建築物の木造化率の推移※



### <木造化>



環境省 上信越国立公園谷川インフォメーションセンター(群馬県)



法務省 水戸法務総合庁舎 自転車置き場 (茨城県)



国土交通省 道の駅「たのはた」(岩手県)



農林水産省 東北森林管理局盛岡森林管理署 紫波森林事務所 (岩手県)

### <木質化>



参議院 国会議事堂本会議場(東京都) [登壇スロープ]



外務省 在ペルー日本国大使館事務所 多目的ホール(ペルー共和国) [壁]



財務省 菊池税務署(熊本県) [壁]



法務省 千葉刑務所道場(千葉県) [壁、天井、床]

# 基本方針に基づく措置の実施状況 - 建築物木材利用促進協定の締結事例 (1)-

## 一般社団法人 全国木材組合連合会 × 国（農林水産省）

### 『木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：全国

(一社)全国木材組合連合会は、都市等における木造化・木質化を推進するために必要となるJAS製品等の普及拡大、合法伐採木材等の普及促進、木材の合法性証明のための取組の強化、設計・施工事業者等に対する情報発信、木材利用の意義等に関する普及活動の推進に取り組むこと等を内容とする協定を農林水産省と締結。

## 全国建設労働組合総連合 × 国（農林水産省・国土交通省）

### 『大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：全国

全国建設労働組合総連合は、大工技能者のキャリア教育としての全国青年技能競技大会の開催、木工教室等を通じた木材利用の意義や木の良さの普及啓発、大工技能者への関心を高める活動、学校教育現場における大工技能者等のキャリア教育推進等を行うことを内容とする協定を農林水産省及び国土交通省と締結。

## 野村不動産ホールディングス株式会社 × ウイング株式会社 × 国（農林水産省）

### 『地域材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定』

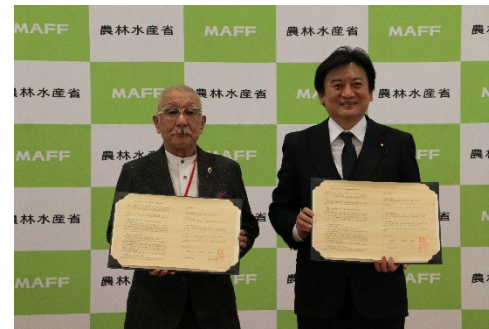


協定締結日：令和4年3月9日  
有効期間：協定締結日～令和9年3月末  
対象区域：全国

野村不動産ホールディングス(株)は、今後5年間で建設予定の建築物において、地域材の活用を段階的に進め、協定期間内で地域材を計10,000m<sup>3</sup>利用することに努めること、また、ウイング(株)は、木材の供給体制を整えて木材の供給を適時に行うよう努めること、両者が連携して植林支援を行うこと等を内容とする協定を農林水産省と締結。

## 株式会社 アクト × 国（農林水産省）

### 『国産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：全国

(株)アクトは、施主に木造化・木質化の提案を進めて国産材の普及促進に努めること、木造施工物件において、床面積1m<sup>2</sup>あたり0.191m<sup>3</sup>以上の国産材を利用する設計を基本とし、3年間で600m<sup>3</sup>の国産材(過去3年間の3倍に相当)を利用すること等を内容とする協定を農林水産省と締結。

# 基本方針に基づく措置の実施状況 - 建築物木材利用促進協定の締結事例 (2)-

## 公益社団法人 日本建築士会連合会 × 国（国土交通省）

### 『木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定』



(公社) 日本建築士会連合会は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することにより、わが国の木材利用の促進に貢献していくとの構想を実現するため、国土交通省と協定を締結。

協定締結日：令和3年11月20日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：全国

## 福井県経済団体連合会 × 福井県

### 『ふくい県産材利用推進に関する協定』



福井県経済団体連合会は、県産材の利用を推進し、森林整備の促進や二酸化炭素の固定を図るなどSDGsの達成や脱炭素社会の実現に努めるとともに、地域産業の活性化に寄与するとの構想を実現するため、福井県と協定を締結。

協定締結日：令和3年10月22日  
有効期間：協定締結日～令和4年10月21日  
対象区域：福井県

## 学校法人 立命館 × 大分県

### 『木材の利用促進と教育に関する協定』



(学) 立命館は、自らが設置する大学の教学棟の建設にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現等にご貢献していくとの構想を実現するため、大分県と協定を締結。

協定締結日：令和3年12月16日  
有効期間：協定締結日～令和9年3月末  
対象区域：大分県

## 公立大学法人 大阪 × 竹中工務店・安井建築設計事務所グループ × 大阪府 × 大阪市

### 『大阪公立大学森之宮キャンパス木材利用促進協定』



(大) 大阪及び竹中工務店・安井建築設計事務所グループは、令和4年4月に開学する同大学のキャンパス整備に当たり、内外装等での地域産材の積極的な活用等により、2050年カーボンニュートラルの実現にご貢献していくとの構想を実現するため、大阪府及び大阪市と協定を締結。

協定締結日：令和4年2月25日  
有効期間：協定締結日～令和8年3月末  
対象区域：大阪府

# 基本方針に基づく措置の実施状況 – 建築物木材利用促進協定の締結事例 (3)-

## 一般社団法人 ひみ里山杉活用協議会 × 氷見市

### 『ひみ里山杉等（氷見産木材）利用促進に関する協定』



一般社団法人 ひみ里山杉活用協議会は、氷見産木材の利用促進に関わる普及活動や木育活動を通じて、人と自然とのつながりを取り戻し、その知恵や技術を次世代に引き継ぎ、自然と共存した持続可能な社会を実現するための構想を実現するため、氷見市と協定を締結。

協定締結日：令和4年3月15日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：氷見市及び周辺地域

## 一般社団法人埼玉建築士会 × 埼玉県

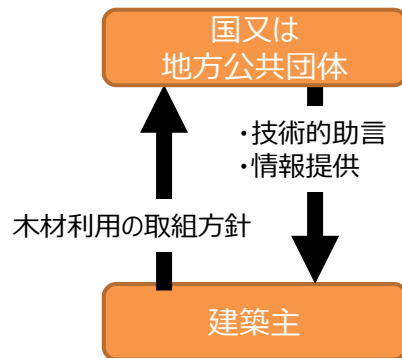
### 『木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定』

一般社団法人 埼玉建築士会は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することで、埼玉県内の建築物における木材の利用の促進に貢献するという構想を実現するため、埼玉県と協定を締結。

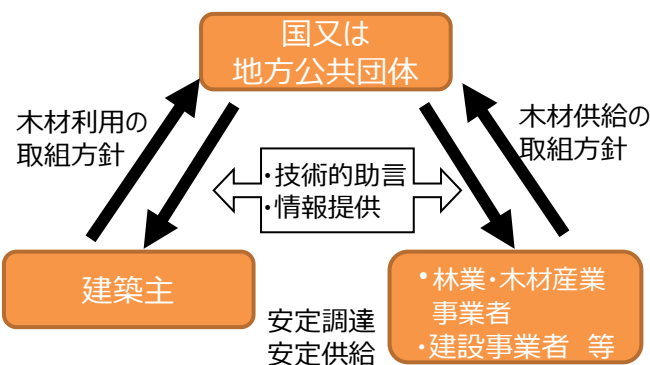
協定締結日：令和4年3月15日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：埼玉県

## 協定の形態

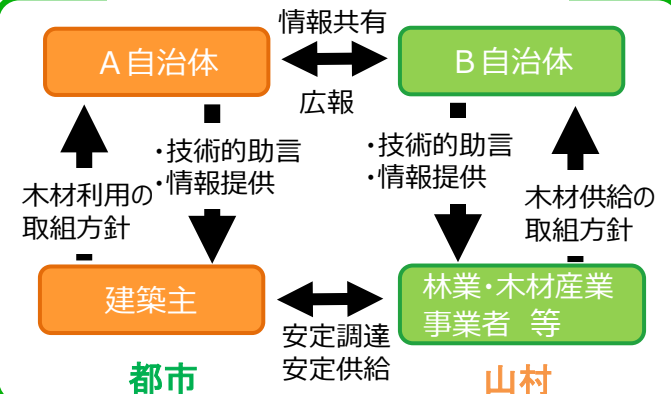
### ① 2者協定



### ② 3者協定



### ③ 都市／山村連携型



# 基本方針に基づく措置の実施状況 - 令和3年度木材利用促進月間における普及啓発の取組 -

- 国民の木材利用への関心・理解を深めるため、10月を「**木材利用促進月間**」、10月8日を「**木材利用促進の日**」として法定。
- 木材の利用の促進に関する功績に対する**表彰**に努める旨を規定。
- 木材利用拡大の機運を高めるため、本年10月から多様な取組の集中的な実施などにより**官民一体となった国民運動を展開**。

## 関係団体・企業

### 〈行事・イベント〉

- ・10/8 改正法施行記念講演会・シンポジウム
- ・製品・技術展示会「非住宅・木造建築フェア」
- ・木材利用ワークショップ全国25箇所同時木育イベント「森のとびら」
- ・中高層木造建築物に関する国際的イベント「WOODRISE2021 KYOTO」



### 〈情報発信〉

- ・メディアを活用したPR（BSテレ東番組）
- ・楽天市場「ウッド・チェンジ」特設サイト
- ・「木のある暮らし」作文コンクール（表彰式）
- ・SNSやHP等による情報発信



## 表 彰

- ・木材利用優良施設コンクール（表彰式）
- ・ウッドデザイン賞（入賞作品発表）



## 国

### 〈行事・イベント〉

- ・ウッド・チェンジ協議会開催(9/13)
- ・木材利用促進本部開催
- ・森林環境学習フェア
- ・木材を活用した学校づくり講習会



### 〈情報発信〉

- ・政府広報ラジオ（東京FM）、政府広報テレビ（BS朝日）
- ・林野庁情報誌「林野」10月号 特集記事
- ・森林管理局ギャラリーでの展示
- ・官庁営繕木材利用推進パネル展示
- ・国以外が主催するものも含む各種イベントでの情報発信
- ・業界各誌への寄稿による情報発信
- ・林野庁ホームページ等での一元的な情報発信



## 地方公共団体

### 〈行事・イベント〉

- ・建築士等を対象に木造建築に関する講習会（石川県）
- ・木育関係講座（福島県、滋賀県）
- ・木工教室（岩手県、秋田県、和歌山県、高知県）
- ・木材利用フェア（愛知県、兵庫県、奈良県、高知県）

### 〈情報発信〉

- ・木工作品コンクール（静岡県、京都府）
- ・木材推進月間パネル展示（神奈川県、福岡県）

## 共通



ポスター等掲示

## ➤ 木材利用優良施設コンクール

木材利用の一層の推進を図り国産材の需要を拡大するため、デザイン性に優れた施設、木造化・木質化のための最新技術を活用した施設、木材の柔らかさや温もりなどの特性を活かした魅力ある施設などを表彰するもの。

1993年から開始。2018年度に内閣総理大臣賞が創設。29回目となる2021年は、72点が応募。

(主催：木材利用推進中央協議会)

2021年 内閣総理大臣賞  
あわくら会館 (岡山県英田郡西栗倉村)



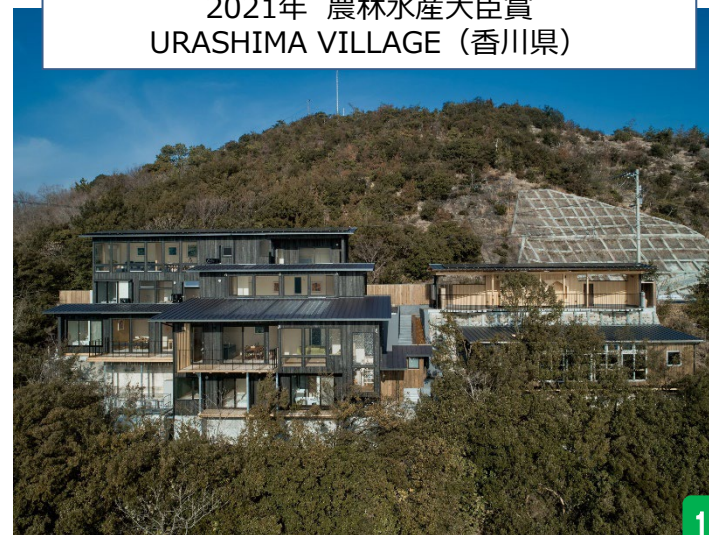
## ➤ ウッド・デザイン賞



木の良さや価値を再発見させる木製品や建築物、木材を利用し地域の活性化につなげている取組など、木材を活用した様々な取組を幅広く表彰する制度。

2015年度から開始。7回目となる2021年は、433点の応募があり、191点の作品が受賞。

2021年 農林水産大臣賞  
URASHIMA VILLAGE (香川県)



- ・ 民間建築物等における木材利用の促進に向けて、経済・建築・木材供給関係団体など、川上から川下までの幅広い関係者が一堂に参画する官民協議会「ウッド・チェンジ協議会」を立ち上げ。
- ・ 令和3年9月に第1回目の会合を開催し、建築物での木材利用について各界における取組状況の発表や関係省庁から情報提供を行い、意見交換を実施。挙げられた課題を踏まえ、5つの小グループでの検討を実施。

## ○目的

木材利用の促進に向けた課題の特定や解決方策の検討、先進的な取組の発信、木材利用に関する情報共有を行うことにより、木材を利用しやすい環境づくりに取り組む。

## ○参加団体等

・会長：隅 修三（東京海上日動火災保険株式会社 相談役）

・団体・企業等：

（公社）経済同友会

（一社）日本経済団体連合会

日本商工会議所

（一社）住宅生産団体連合会

（一社）日本建設業連合会

（公社）日本建築士会連合会

（公財）日本住宅・木材技術センター

（一社）日本ビルディング協会連合会

（一社）不動産協会

全国森林組合連合会

（一社）全国木材組合連合会

（一社）中大規模木造プレカット技術協会

（一社）日本林業経営者協会

全国知事会

全国市長会

全国町村会

みなと森と水ネットワーク会議

ウッドソリューション・ネットワーク  
（農林中央金庫）

（公社）国際観光施設協会

（一社）日本プロジェクト産業協議会

+ 22企業

・研究機関：国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所

・関係省庁：総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省（事務局）



## 5つの小グループ

### 木材利用環境整備G

SDGsへの貢献やESG投資の動きも踏まえ、川上から川下の関係者間の連携のあり方や見える化について検討

### 情報発信G

建築物への木材利用のメリットの整理、木質化の経年変化の事例収集などを実施

## 木造化モデル作成G

### 低層小規模建築物G

コスト縮減の視点も含め、「低層小規模建築物」や「中規模ビル」等の木造化モデルを検討・作成し、その普及に向けた取組を検討

### 中規模ビルG

### 高層ビルG

都市部の建築物における木材利用を訴求するため、高層木造ビルの普及ツールを検討

# 基本方針に基づく措置の実施状況

## - 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン -

- 木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとってわかりやすく表示する方法を示したガイドラインを策定。（令和3年10月1日通知）
- 建築物の所有者、建築物を建築する事業者等が、HWPの考え方を踏まえて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を自らの発意及び責任において表示する場合における標準的な計算方法と表示方法を示すもの。

### 【表示例】

中層の木造ビルを想定した表示イメージ（例）

延べ床面積：1,000㎡、木材利用量合計：400㎡（国産材400㎡）

〇〇ビル（東京都〇〇区〇〇 〇〇）に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO<sub>2</sub>換算）

| 延べ床面積      | 国産材<br>利用量 | 国産材の<br>炭素貯蔵量<br>(CO <sub>2</sub> 換算) | 木材全体<br>利用量 | 木材全体の<br>炭素貯蔵量<br>(CO <sub>2</sub> 換算) |
|------------|------------|---------------------------------------|-------------|----------------------------------------|
| 1,000<br>㎡ | 400<br>㎡   | 273<br>t-CO <sub>2</sub>              | 400<br>㎡    | 273<br>t-CO <sub>2</sub>               |

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素（CO<sub>2</sub>換算）の量を示すものです。木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

### 【計算式】

木材の材積（㎡）× 密度（t/㎡）× 炭素含有率 × 44/12 = 炭素貯蔵量（CO<sub>2</sub>換算）（t-CO<sub>2</sub>）

### 【計算のイメージ】

|           |    |                                                           |
|-----------|----|-----------------------------------------------------------|
| ○ 構造材（製材） | スギ | 240㎡ × 0.331 t/㎡ × 0.50 × 44/12 = 145.6 t-CO <sub>2</sub> |
| ○ 下地材（製材） | スギ | 80㎡ × 0.331 t/㎡ × 0.50 × 44/12 = 48.5 t-CO <sub>2</sub>   |
| ○ 構造用合板   | スギ | 80㎡ × 0.542 t/㎡ × 0.493 × 44/12 = 78.4 t-CO <sub>2</sub>  |

文献により把握した  
樹種別、製品別の  
密度（t/㎡）を利用

文献により把握した  
樹種別、製品別の  
炭素含有率

炭素量を  
二酸化炭素量に換算

合計 273 t-CO<sub>2</sub>

（責任者名）〇〇 〇〇 （連絡先） TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 〔炭素貯蔵量（CO<sub>2</sub>換算量）計算式〕

$$Cs = W \times D \times Cf \times 44/12$$

Cs: 建築物に利用した木材（製材のほか、集成材や合板、木質ボード等の木質資材を含む。）に係る炭素貯蔵量（t-CO<sub>2</sub>）

W: 建築物に利用した木材の量（m<sup>3</sup>）（気乾状態の材積の値とする。）

D: 木材の密度（t/m<sup>3</sup>）（気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比とする。）

Cf: 木材の炭素含有率（木材の全乾状態の質量における炭素含有率とする。）

# 基本方針に基づく措置の実施状況

林野庁 令和3年度CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

## - ESG投資等における建築物への木材利用の評価に関する検討 -

- 近年、ESG要素を重視した投資等が拡大する中、建築分野では、木材の利用による、建築時のCO<sub>2</sub>排出削減や炭素の貯蔵などカーボンニュートラルへの貢献、森林資源の循環利用への寄与、空間の快適性向上といった効果に対して期待が高まっている。
- 本事業では、このような木材利用の効果が建築分野のESG投資等において有効に評価されるよう、建築物における木材利用に係る評価項目や指標、評価の仕組みのあり方等について、有識者による検討を実施。令和5年度までに一定の整理を行う予定。

| 評価項目                             | 指標（例）                                | 評価手法（例）                               | ESG   |
|----------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|-------|
| ①CO <sub>2</sub> 排出(削減)<br>・炭素貯蔵 | ・建築物への木材利用によるCO <sub>2</sub> 排出(削減)量 | ・ライフサイクル・アセスメント（LCA）                  | E     |
|                                  | ・炭素貯蔵量                               | ・建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン(林野庁) | E     |
| ②資源の<br>持続可能性                    | ・責任ある調達（適切な管理がなされた森林からの木材調達）         | ・森林認証<br>・合法伐採木材(クリーンウッド法)<br>・再造林の実施 | E・G   |
|                                  | ・森林資源活用による地域への貢献                     | ・木材安定取引協定<br>・建築物木材利用促進協定（改正木材利用促進法）  | E・S・G |
| ③木の魅力<br>(内装木質化)                 | ・安全性・生産性向上<br>・居住快適性向上               | ・内装木材利用の手引き                           | S     |

- 令和3年度は、①について有識者による検討を行い、投資家・金融事業者、不動産事業者、建築事業者、木材関連事業者による課題認識を共有するための座談会を開催
- 引き続き、評価項目と指標、評価の仕組みや運用に向けた課題を検討していく

# 【参考】「モクレポ～林産物に関するマンスリーレポート～」について

## 表紙

林産物に関するマンスリーレポート

## モクレポ



令和4年4月  
No.7

○青森森林管理署HP「青森森林管理署カレンダー」より  
眺望山自然休養林内の桜（青森森林管理署管内）

### 特集

- ロシアからの木材輸入
- 令和2年度の公共建築物の木造率について
- 生しいたけの原産地表示の見直しについて
- 「新たな森林づくりコンクール2021」受賞者決定
- 国有林野における効率的・効果的なシカ捕獲わなの普及・展開
- EU森林戦略2030

このレポートは、木材需給、木材価格、木材産業の動向等に関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表するものです。林業・木材産業関係者の事業活動に役立てていただくことを目指しています。

#### 【利用上の注意】

1. 原則として毎月中旬に公表。公表日の5営業日前に入手可能なデータを反映しています。
2. 内容については、必要に応じて項目の追加・削除などの変更を行うことがあります。
3. 調査方法の見直しに伴い、データが接続しない場合があります。

林野庁

詳しい内容は  
林野庁のホームページで

林野庁 モクレポ

検索



「モクレポ～林産物に関するマンスリーレポート～」とは、林業・木材産業関係者の事業活動に役立てていただくことを目指し、木材需要、木材価格、木材産業の動向などに関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表するもの。

## 毎月中旬に公表

| 目次            | 内容                                                         |
|---------------|------------------------------------------------------------|
| 特集            | 毎月のトピックスを掲載。                                               |
| 1 基礎的指標       | 新設住宅着工戸数、木材産業の業況、USDドル及びユーロ為替相場、米国民間新設住宅着工戸数、日本向けコンテナ運賃 など |
| 2 木材価格情報      | スギ・ヒノキ原木の主要市場価格、木材価格、製品価格                                  |
| 3 木材需給情報      | 需要量・供給量・自給率の動向、製材・合板・チップ工場の原木入荷、製品生産等の動向 など                |
| 4 林産物輸出入情報    | 林産物輸出額、木材輸入額・輸入量、製材・構造用集成材の輸入平均単価                          |
| 5 特用林産情報      | 特用林産物の国内生産量・林業産出額・輸出入量・輸出額、きのこ類の卸売量・価格                     |
| 6 セミナー・イベント情報 | 林野庁が主催・後援するセミナーやイベントについて紹介                                 |

# 「もりんく」木材関連事業者マッチング支援システム

- 木材流通全体の効率化を図るためには、川上から川下に至る各事業者が連携して、実需者のニーズに応じたマーケットインの発想による安定的な供給体制を構築していくことが重要。
- 「もりんく」木材関連事業者マッチング支援システムは、木材製品の安定供給体制の構築に向けて、川上から川下までの関係者による需給情報の共有やマッチングを支援。**

※林野庁補助事業により開発したものを全国木材組合連合会が運用している。

## 対象利用者



## 「もりんく」でできること



事業者登録・編集

### 登録して自社の製品をPR

システムに登録し、自社の事業内容や取扱製品等について、事業者情報ページで紹介。



事業者検索

### 事業者を検索

全国の林業・木材関連事業者を、地域、業種、取扱製品等の条件のほか、フリーワードから検索。  
また、検索した事業者情報ページから、メールフォームで直接問い合わせ可能。



JAS認証工場  
詳細検索

### JAS認証工場を検索

JAS認証工場の場所を地図上で可視化し、そこから工場情報を取得可能。



掲示板

### 掲示板

「売りたい・買いたい」情報や自社製品・イベントのPRなど、事業者同士で様々な需給情報等を共有。



統計資料  
業務支援ツール等

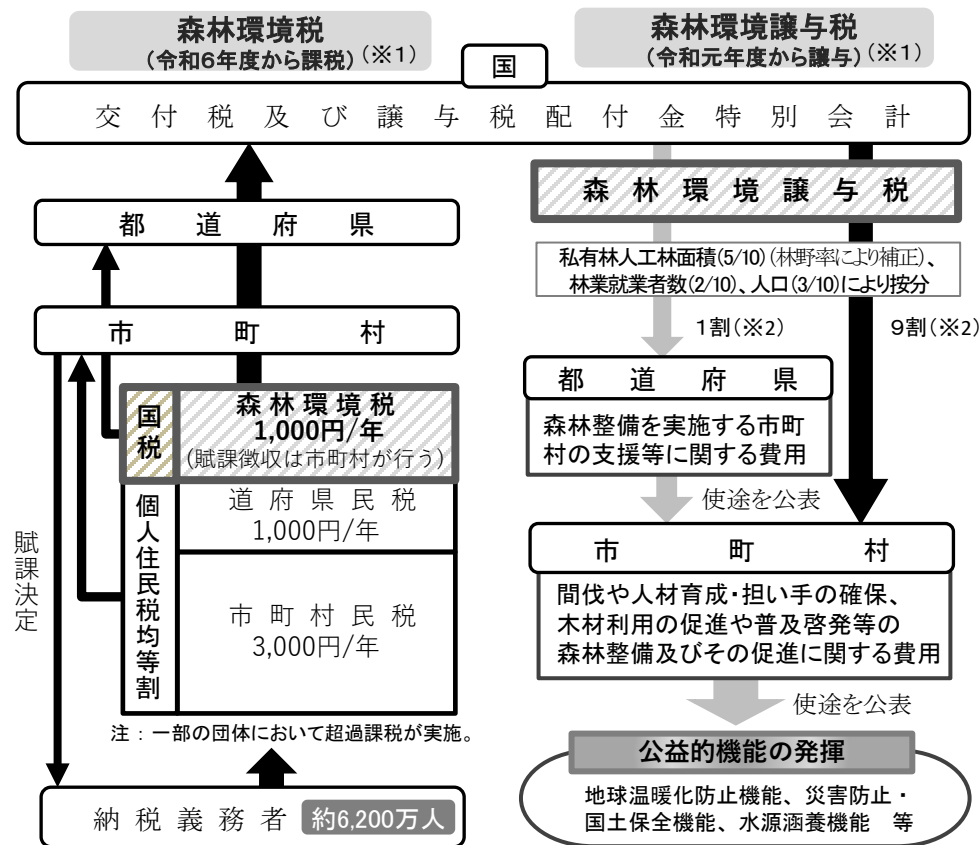
### 統計情報等を活用

木材需給動向に関する統計情報や入札情報など業務に役立つデータやツールを掲載。

# 森林環境税・森林環境譲与税の概要

- 我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。
- 森林環境税は令和6年度から課税、森林環境譲与税は令和元年度から譲与。

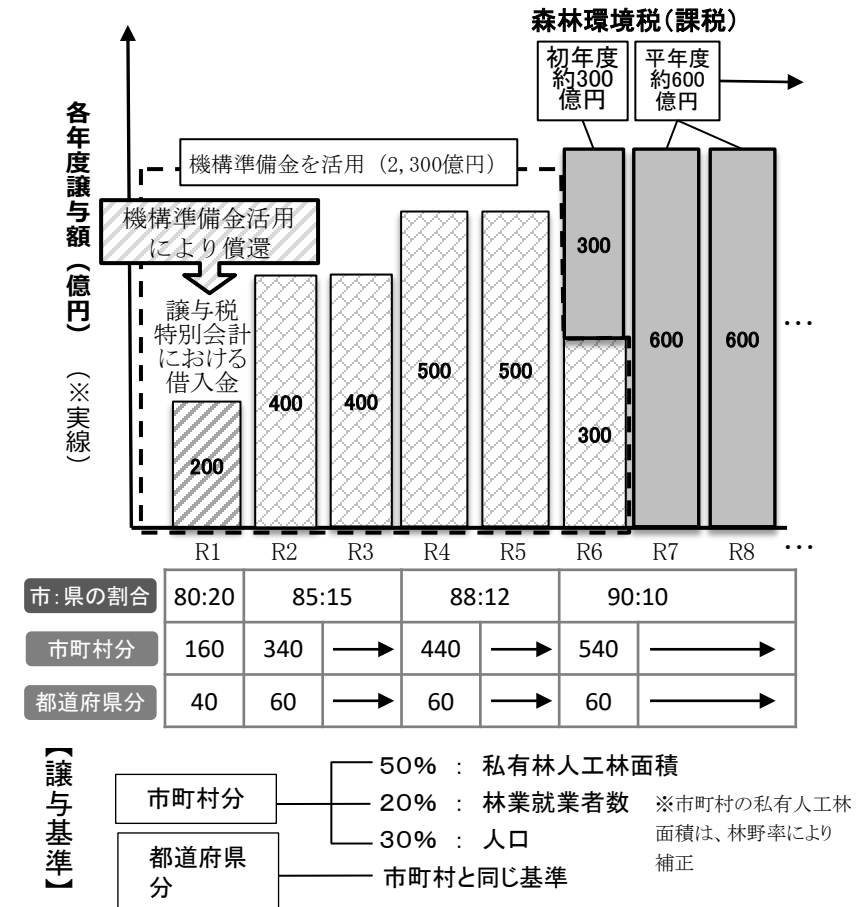
## ■制度設計イメージ



※1 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。

※2 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

## ■各年度の譲与額・譲与割合・譲与基準



# 森林環境譲与税を活用した取組状況（木材利用・普及啓発）

## 【神奈川県川崎市】

### ＜木材利用促進に関する取組＞

- 川崎市では、木の良さを身近に感じられる「都市の森」の実現に向け、公共建築物や民間建築物への木材利用、地方創生に向けた様々な都市との連携を展開。
- 令和2年度は、区役所の一部木質化、市民が集まる民間建築物に対する木質化等を支援。また、小田原市と連携して木の良さや林産地としての地域の魅力等を体感するツアーを実施し、市民の木材利用の意義に対する理解が深まった。



＜区役所の木質化＞



＜体感ツアー＞

### 【事業費】

18,151千円  
（うち譲与税15,264千円）  
の内数

### ◇ 基礎データ

|           |            |
|-----------|------------|
| ①令和2年度譲与額 | 120,714千円  |
| ②私有林人工林面積 | 15ha       |
| ③林野率      | 5%         |
| ④人口       | 1,475,213人 |
| ⑤林業就業者数   | 22人        |

## 【岡山県岡山市】

### ＜公共施設等の木造化・木質化＞

- 岡山市では、森林環境譲与税の創設を契機に、木材利用を通じて住民に森林整備への理解の醸成に取り組んでいく方針。
- 令和2年度においては、岡山県産材も活用しながら、放課後児童クラブの木造化・木質化を行うとともに、市立高校生による県産木材を使用したベンチ等の制作を実施し、市立小学校へ寄贈。



＜公共施設の内装木質化＞



＜ベンチ制作の様子＞

### 【事業費】

木造化・木質化  
：207,302千円  
（うち譲与税3,186千円）  
ベンチ制作：200千円  
（全額譲与税）

### ◇ 基礎データ

|           |          |
|-----------|----------|
| ①令和2年度譲与額 | 75,078千円 |
| ②私有林人工林面積 | 3,274ha  |
| ③林野率      | 45%      |
| ④人口       | 719,474人 |
| ⑤林業就業者数   | 89人      |

## 【参考資料】

---

(参考)

## 1. 木材利用の意義

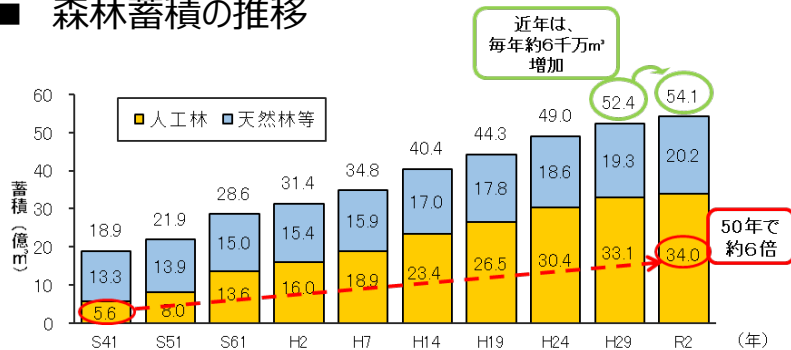
---

# 国内の森林資源の現状

- 我が国は世界有数の森林国であり、森林資源は人工林を中心に蓄積<sup>(注1)</sup>が増加し、近年は毎年約6千万 $\text{m}^3$ ずつ増加。現在の総蓄積量は約54億 $\text{m}^3$ 。
- 一方、我が国における木材供給量は、8,000万 $\text{m}^3$ 程度であり、そのうち国産材は3,000万 $\text{m}^3$ 程度で、現在の自給率は37.8%。
- 人工林の半数が51年生以上となり主伐期<sup>(注2)</sup>を迎えつつあるなか、「伐って、使って、植えて、育てる」持続可能な森林経営のサイクルを構築することが必須。そのためには、木材利用を促進し、山元へ造林のための資金を還元することが必要。

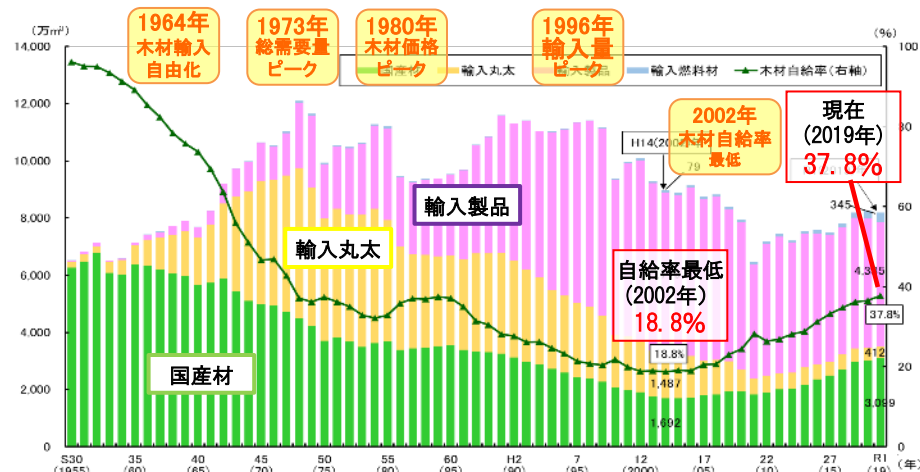
注1：森林における樹木の幹の体積のこと、注2：更新または更新準備のために行う伐採

## ■ 森林蓄積の推移



資料：林野庁「森林資源の現状」・林野庁業務資料

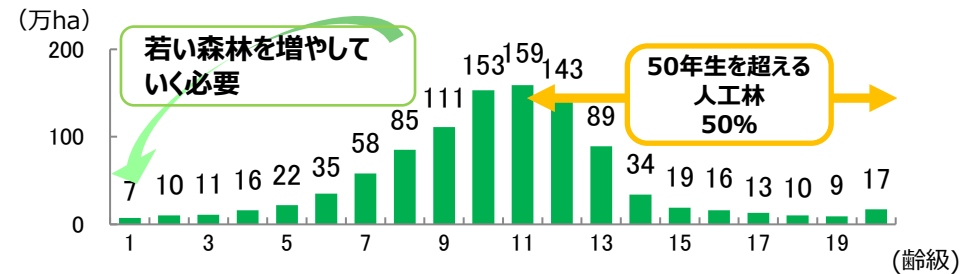
## ■ 木材の供給量の推移



資料：林野庁「木材需給表」

注1：数値の合計値は、四捨五入のため計と一致しない場合がある、注2：輸入製品には、輸入燃料材を含む。

## ■ 人工林の齢級別面積



資料：林野庁「森林資源の現状」(平成29年3月31日現在)

注1：齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える。

注2：森林法第5条及び第7条2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

## ■ 「伐って、使って、植えて、育てる」



# 木材利用の意義

## 2050年カーボンニュートラルへの森林・木材の貢献

- 木造建築物は一定期間炭素を固定（第2の森林）
- 木材は他の資材に比べ、製造時のエネルギー消費少ない
- 2050年カーボンニュートラルの実現には、森林資源の循環利用を進め、人工林の若返りを図るとともに、木材利用を拡大することが有効。

## 社会的課題解決に向けた効果

- SDG s における目標の達成に貢献
- 地域の活性化や雇用創出等による地方創生の実現に寄与
- 木材を利用したオフィス空間による生産性の向上（働き方改革）

## ビジネス面における効果

- 構法等の工夫による低コスト・短工期
- 木材利用による付加価値の創出



**【新柏クリニック】**  
 効果：利用患者数が増えたとともに、看護師のリクルートでの応募数も増加（新柏クリニック談）

【木造と非木造のコスト比較（保育室の試算）】

| 室名・面積 | 保育室・335㎡ |            | ㎡単価比     |
|-------|----------|------------|----------|
| 構造種別  | 鉄骨造      | 木造         | 木造/鉄骨造   |
| 構造特徴  | ラーメン構造   | 製材・重ね材トラス造 | 約20% OFF |
| 合計㎡単価 | 100,679円 | 80,342円    | 0.80     |
| 上部㎡単価 | 77,478円  | 61,144円    | 0.79     |
| 躯体    | 34,661円  | 31,834円    | 0.92     |
| 下地    | 12,820円  | 8,160円     | 0.64     |
| 内外装   | 29,997円  | 21,150円    | 0.71     |
| 基礎㎡単価 | 23,201円  | 19,198円    | 0.83     |

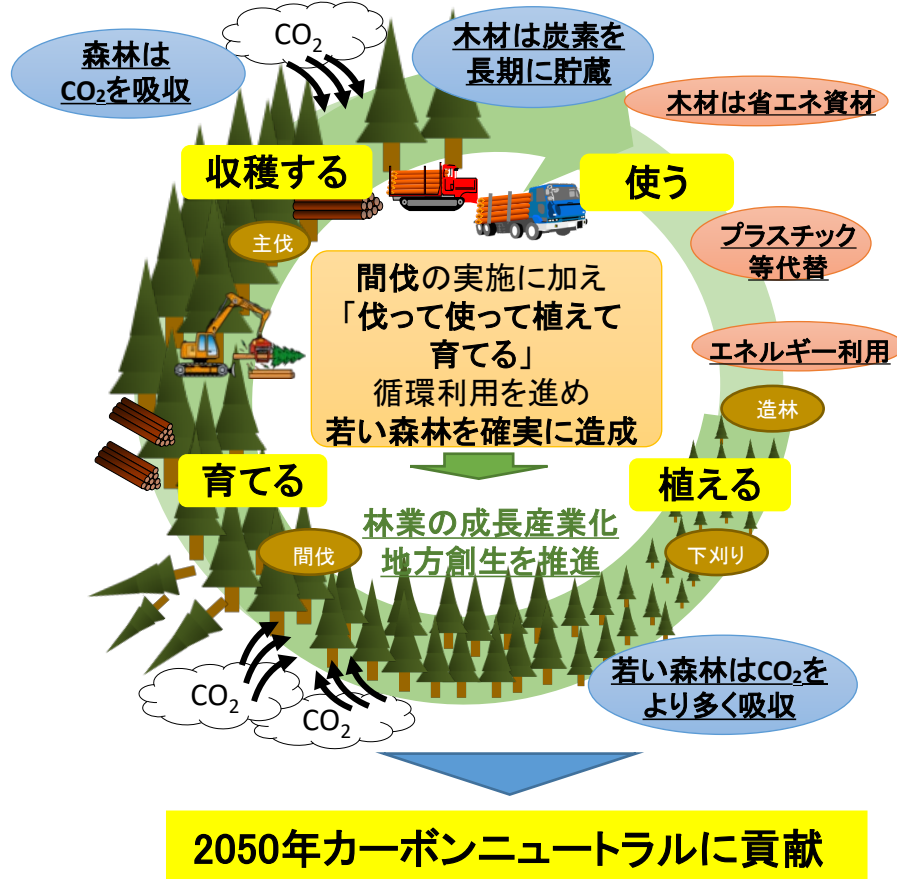
※ 比較の条件等、詳細な内容については、（一社）木を活かす建築推進協議会ホームページ参照。  
<http://www.kiwoikasuu.or.jp/technology/s01.php?no=373>

# 木材利用の意義①（2050年カーボンニュートラルへの森林・木材の貢献）

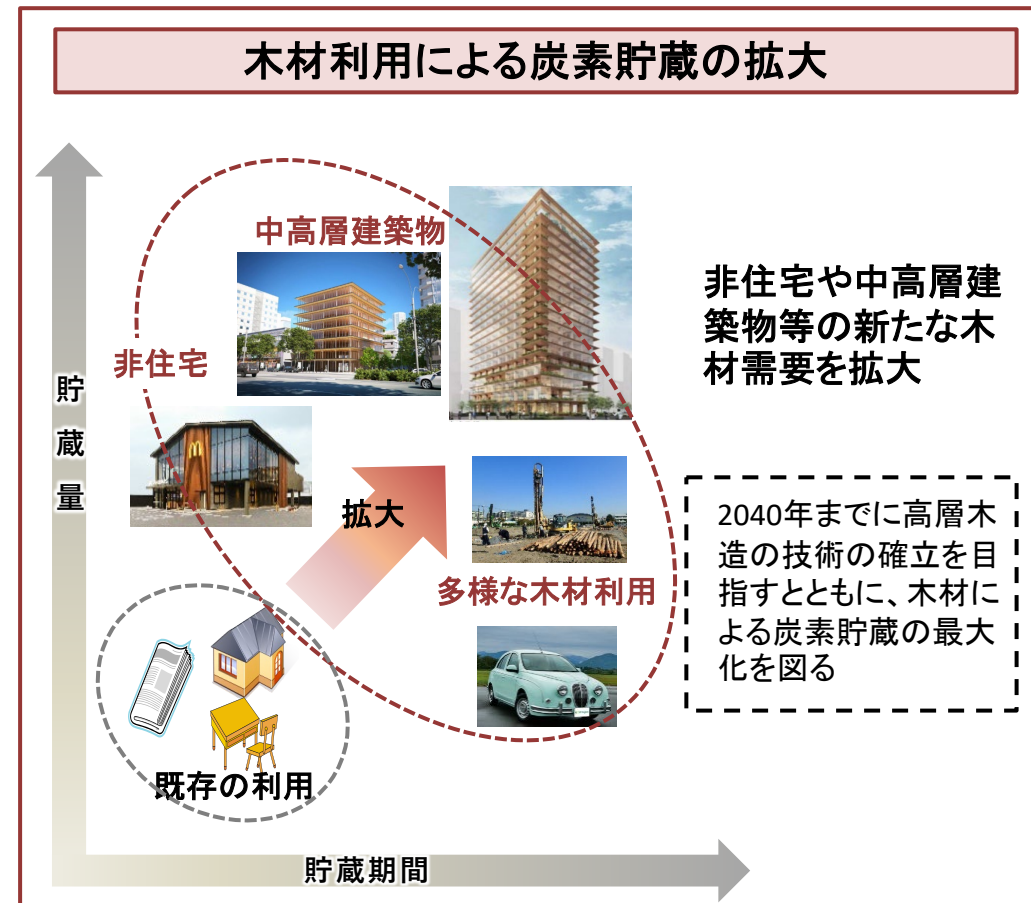
- 森林はCO<sub>2</sub>を吸収し、固定するとともに、木材として利用することで長期間貯蔵可能。加えて、省エネ資材である木材や木質バイオマスのエネルギー利用は排出削減にも寄与。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、間伐の着実な実施に加えて、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源の循環利用を進め、人工林の若返りを図るとともに、木材利用を拡大することが有効。

## 森林・林業・木材産業による「グリーン成長」

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展



## 木材利用による炭素貯蔵の拡大



# 木材利用の意義②（社会的課題解決に向けた効果）

- 森林そのものが様々なSDGsに貢献。森林資源の木材等としての利用等を通じ、様々なSDGsに貢献。
- 木材利用を通じて、地域経済の活性化や雇用創出、都市部と農山村地域の対流が生まれ、地方創生の実現にも寄与。
- 木材を活用した温もりのある快適なオフィス空間は、スタッフの生産性の向上等が期待され、働き方改革にも貢献。

## ■ 我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



注1：アイコンの下文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。

2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

## ■ 「働き方改革」×木材利用の事例

### クリエイティブな場づくりや人材獲得のため木材を活用 (株) ドリーム・アーツオフィス

- 内装や家具に日本各地の木材をふんだんに使用したIT企業のオフィス。
- エンジニアやデザイナーがクリエイティブに物事を考えられるワークプレイス、また優秀な人材が入社したくなるオフィスを実現するため、木材を使用。



#### 執務スペース

スギのデスク、チェアを設置。木の香りや調湿効果等で健康的で生産性の高いはたらく空間を実現。

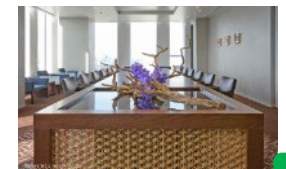
### オフィスでのコミュニケーション構築に木材を活用 (株) マックスパート 八重洲オフィス

- 斜めにカットした木のパーテーションにより、様々なシーンや、コミュニケーションが生まれる場を創出。



### 木を用いたおもてなし空間 あおぞら銀行新本社

- 日本各地の木材を用い、全国の家具制作者が製作した家具を応接室に配置。
- 国産の様々な木を活用することで、日本を応援したいという企業の想いを表現。



# 木材利用の意義③（ビジネス面における効果）

- 構法等を工夫することにより、木造で非木造よりも低コスト・短工期で整備することも可能。
- 木造建築物は、法定耐用年数が非木造建築物よりも短いため、資金回収期間が短く、減価償却上のメリットあり。
- 木造や木質化を採用した施設や店舗等では、ビジネス面での効果を指摘する声あり。

## ■ 低コスト・短工期（事例）



外装には木製のルーバーを採用



施工中の様子

ツーバイフォー工法による5階建て商業ビル  
(株) リヴ

- 1階がRC造、2～5階が地域材を活用したツーバイフォー工法を採用
- 2×4構造材による構造躯体の建て方が約12日間で完成
- 品質・性能を確保しながら一般的な鉄骨造、鉄筋コンクリート造と比べて低コスト化を実現

## ■ 木造建築物の減価償却上のメリット（試算）

| 構造<br>(法定耐用年数) |        | 木造耐火<br>(17年) | RC造<br>(39年) |        |
|----------------|--------|---------------|--------------|--------|
| 収入             |        | 200,000       | 200,000      |        |
| 支出             | 費用     | 150,000       | 150,000      |        |
|                | 減価償却費① | 29,400        | 12,820       |        |
| 営業収支           |        | 20,600        | 37,180       |        |
| 支払い利息          |        | 4,000         | 4,000        |        |
| 経常収支           |        | 16,600        | 33,180       |        |
| 法人所得税等         |        | 4,937         | 9,868        | -4,931 |
| 税引き後利益②        |        | 11,663        | 23,312       |        |
| 返済原資①+②        |        | 41,063        | 36,132       |        |
| 元金返済           |        | 14,000        | 14,000       |        |
| 繰越剰余金          |        | 27,063        | 22,132       | +4,931 |

<試算の条件>

- ※ 医療法人等を課税事業者と仮定し、以下の条件で建物を整備してみた場合の試算
- 建築費：500,000千円の建物（病院・福祉施設）を防火地域にて建設した場合
- 銀行借入：200,000千円（年利2%、15年返済）
- 元金返済額（年額）：約14,000千円
- 利息返済額（年額）：約4,000千円
- 法人実効税率：29.74%

年間約500万円  
のメリット

※社団法人日本ツーバイフォー建築協会/カナダ林産業審議会「ツーバイフォー耐火構造による高齢者福祉施設づくり」を参考に林野庁で試算

## ■ 木造と非木造のコスト比較（保育室の試算）

- 実在する木造の保育園の保育室について、鉄骨造（内装木質化）で再設計して工事費を試算し、比較を実施。
- 木造の方が建物の重量が軽減され、基礎工事が鉄骨造より安くなった。また、木造の方は、構造材等をあらわしにすることにより内装の木質化を省くことができる部分があるため、木造の方が下地・内外装工事が安くなった。



※ 比較の条件等、詳細な内容については、（一社）木を活かす建築推進協議会ホームページ参照。  
<http://www.kiwoikasuu.or.jp/technology/s01.php?no=373>

| 室名・面積 | 保育室・335㎡ |                | ㎡単価比          |
|-------|----------|----------------|---------------|
| 構造種別  | 鉄骨造      | 木造             | 木造/<br>鉄骨造    |
| 構造特徴  | ラーメン構造   | 製材・重ね材<br>トラス造 | - 約20%<br>OFF |
| 合計㎡単価 | 100,679円 | 80,342円        | 0.80          |
| 上部㎡単価 | 77,478円  | 61,144円        | 0.79          |
| 躯体    | 34,661円  | 31,834円        | 0.92          |
| 下地    | 12,820円  | 8,160円         | 0.64          |
| 内外装   | 29,997円  | 21,150円        | 0.71          |
| 基礎㎡単価 | 23,201円  | 19,198円        | 0.83          |

## ■ 木材利用におけるビジネス面での効果（事例）

### 事例① JR秋田駅

県産材を活用し駅・自由通路・待合ラウンジを一体的に木質化



効果：ラウンジ等の利用者が倍増し、かつ1人1人の滞在時間も延びた（JR東日本談）

### 事例② 新柏クリニック

木質耐火部材を用い木造化した人工透析治療のための病院施設



効果：利用患者数が増えたとともに、看護師のリクルートでの応募数も増加（新柏クリニック談）

### 事例③ Gビル自由が丘01 B館

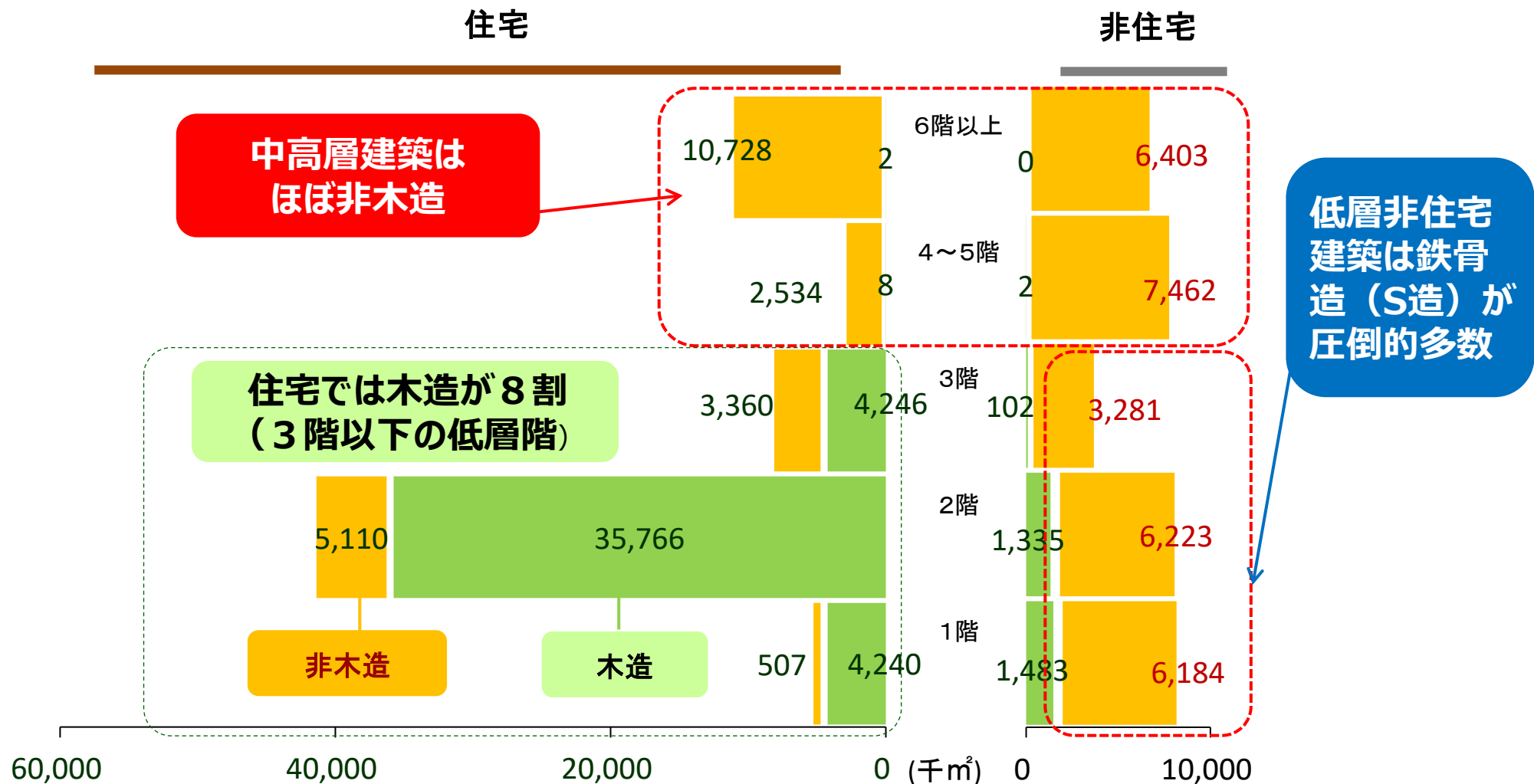
耐火木造の商業テナントビル



効果：木質化で空間価値を高め、建設費に見合う賃料設定ができた（シェルター談）

# 建築物における木造・非木造の状況

## ■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積（2020年）



資料：国土交通省「建築着工統計」（2020年）より林野庁作成

注：住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。

# ウッド・チェンジとは

- ◆ **ウッド・チェンジ**は、木づかい運動等において、次の具体的な行動を指す**合言葉**として令和元年から使用



- ✓ 身の回りのものを木に変える
- ✓ 木を暮らしに取り入れる
- ✓ 建築物を木造化・木質化する

など、木材の利用を通じて持続可能な社会へ**チェンジ**！する行動

- ◆ 令和3年10月の「木材利用促進法」改正を受け、国民運動の推進において、**ウッド・チェンジ**を意味する**標語**をポスター等に活用

**木づかいが 森をよくする 暮らしを変える**

- ◆ **ウッド・チェンジ**の趣旨に賛同する企業や団体におけるロゴマークの利用を推進。昨年10月から4月末までに**143者**が登録。

※林野庁HPからロゴマークの利用登録が可能 ⇒

ウッド・チェンジロゴマーク

検索

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/wood-change-logo.html>



(参考)

## 2. 令和4年度予算

---

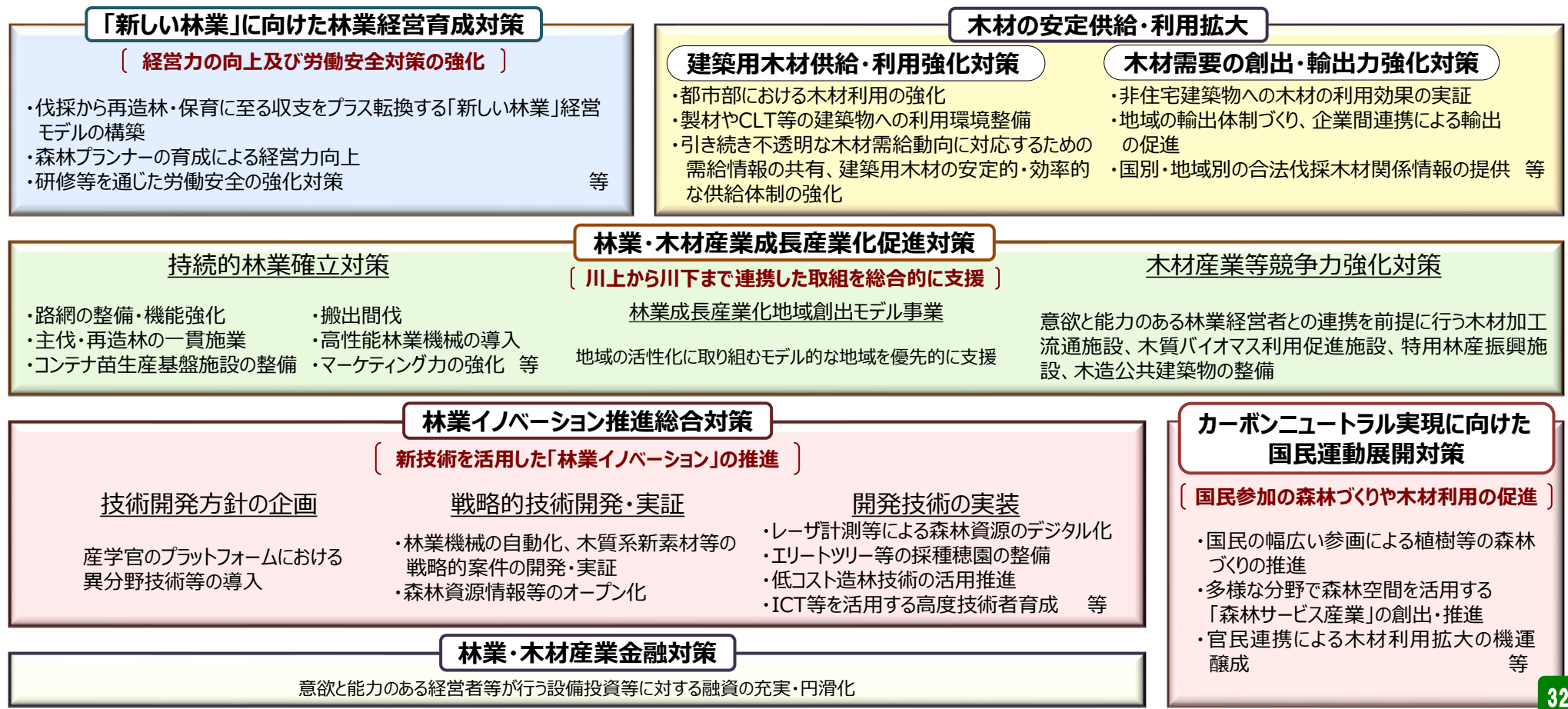
<対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、「新しい林業」経営モデルの構築、路網の整備、間伐や再造林、木材加工流通施設の整備、「林業イノベーション」の推進、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup>〔令和2年度〕→42百万m<sup>3</sup>〔令和12年度まで〕）

<事業の全体像>



森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち  
林業・木材産業成長産業化促進対策（拡充）

【令和4年度予算額 7,509,899（8,185,373）千円】  
（令和3年度補正予算額 49,482,001千円の内数）

＜対策のポイント＞

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup>〔令和2年度〕→42百万m<sup>3</sup>〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 持続的林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

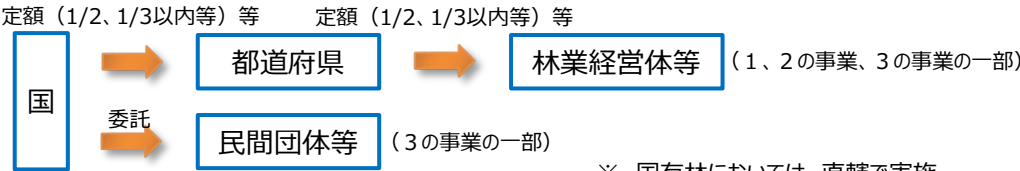
2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

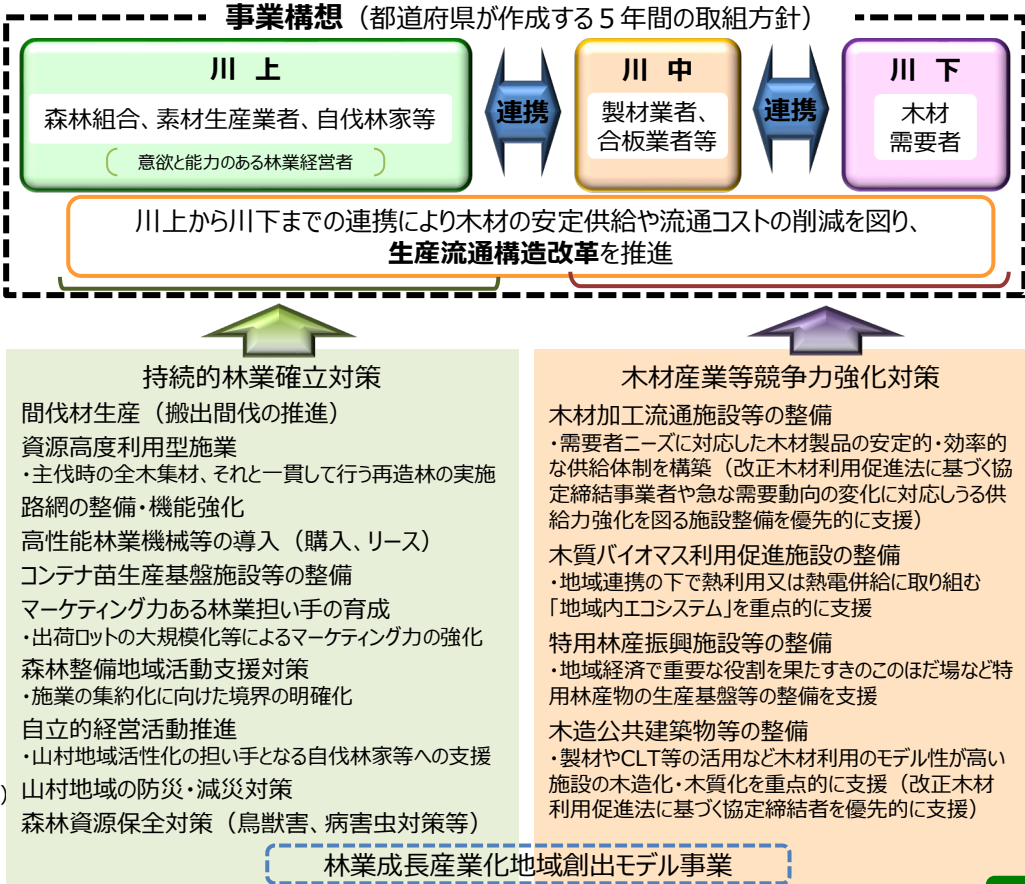
地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

＜事業の流れ＞



※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞



# 建築用木材供給・利用強化対策

【令和4年度予算額 1,257（1,251）百万円】  
（令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数）

## <対策のポイント>

都市部における木材利用の強化等を図るため、**建築用木材の利用の実証**への支援や**大径材活用に向けた技術開発**等への支援、**製材やCLT（直交集成板）・LVL（単板積層材）等の建築物への利用環境整備**への支援を行います。あわせて、川上から川下までの需給情報の共有を図るとともに、**地域ごとの生産・流通における課題を解決するための独自の取組を支援し、建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**します。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup>〔令和2年度〕→42百万m<sup>3</sup>〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

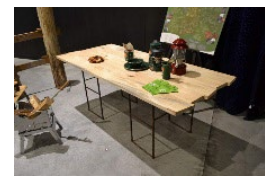
### 1. 都市の木材利用促進総合対策事業

376（330）百万円

都市部における建築用木材（木質耐火部材等を含む）の利用実証において、改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援します。また、大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及や強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発・大学等と連携した普及を支援します。さらに、川上から川下までが連携した顔の見える木材を使用した構造材、内装材、家具・建具等の普及啓発や、製材工場等の品目のバリエーションの充実に資する取組を支援します。



都市の木造化に向けた取組



顔の見える木材を使用した構造材・家具等の普及啓発



CLTを活用した街づくりの実証



建築用木材の開発



LVL被覆  
1時間耐火柱



部材のデータ収集

### 2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

775（721）百万円

CLT製造企業との連携構築のためのモデル的な建築実証メニューを追加し、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援します。また、CLT等の土木分野への利用や設計の容易化、製材やCLT等の品質確保等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。さらに、BIMを活用した設計、施工手法等の標準化に向けて、設計や資材調達における課題の抽出等を行い、Building Information Modeling（BIM）…コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

### 3. 建築用木材供給強化促進事業

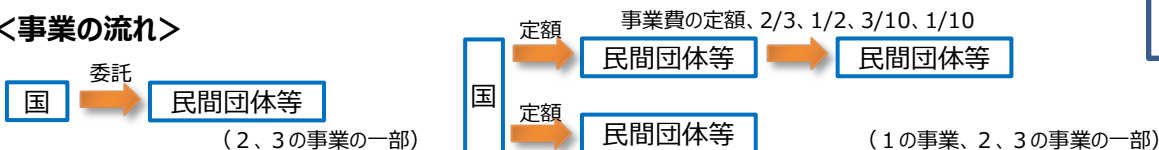
106（－）百万円

引き続き注視が必要な木材需給動向に対応するため、川上から川下の事業者による需給情報等を共有する連絡協議会を中央・全国7地区で開催します。また、建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化するため、川上から川下までの生産・流通における地域ごとの多様な課題を解決していくための独自の取組を支援します。

また、作業安全推進運動の全国的展開、**臨時的な燃油価格高騰対策として省エネに資する電動機器等も含めた木材加工施設等導入の利子助成・リース**、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】林野庁木材産業課（03-3502-8062）

# 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和4年度予算額 442,113 (506,473) 千円】  
(令和3年度補正予算額 49,482,001千円の内数、デジタル庁計上22,000千円)

## <対策のポイント>

非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の推進等による木材需要の拡大を支援するとともに、国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供等を行います。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (31百万m<sup>3</sup> [令和2年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで])

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業

96,465 (一) 千円

非住宅建築物の木質化による利用者の生産性向上等木の効果を実証する取組 (※)、地域への専門家派遣等による技術的支援 (※) 等の取組を支援します。

(※) 改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援

### 2. 「地域内エコシステム」推進事業

209,771 (240,001) 千円

木質バイオマスの熱利用を行う「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成、技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援します。

### 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

75,462 (一) 千円

産地協議会の設置や運営などによる地域による体制づくり、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、海外で設計・施工を行う技術者の育成を支援します。

### 4. 「クリーンウッド」普及促進事業

38,520 (50,502) 千円

木材関連事業者の登録を推進するため、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。また、国別・地域別の合法伐採木材関係情報を提供します。

### 5. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業

21,895 (21,644) 千円

特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化に向けた実証、需要拡大と担い手確保を一体的に行う取組等を支援します。



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1～4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)  
(5の事業) 経営課 (03-3502-8059)

# 木造公共建築物等の整備

【令和4年度予算額 7,509,899（8,185,373）千円の内数】

## ＜対策のポイント＞

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：1／2以内

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内  
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶木質化：木質化事業費の1/2以内  
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等  
（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく協定締結者を優先的に支援）

## ＜事業の流れ＞



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。  
都道府県はさらに事業主体へ配分。

## 《対象施設例》

### 【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



### 【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

### 【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



## ○事業のポイント

### ・JAS製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

### ・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくなるため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、

- ① 工事の発注情報、
- ② 必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
- ③ 木材（素材・製材）の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

(参考)

### 3. 令和3年度補正予算

---

木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策＜一部公共＞

【令和3年度補正予算額 49,482,001千円】

【令和3年度補正予算額(デジタル庁計上) 22,000千円】

＜対策のポイント＞

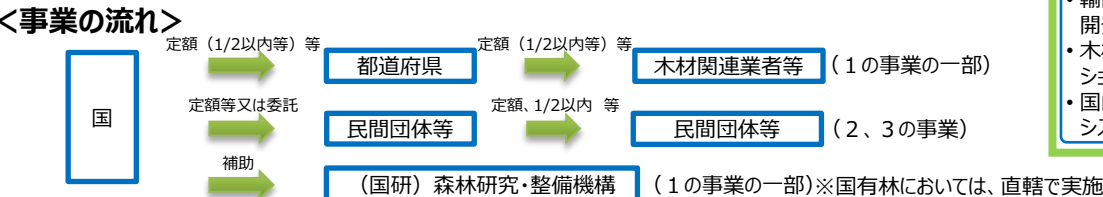
木材製品の国際競争力の強化や新たな農林水産物の輸出目標の達成に向け、加工施設の大規模化・高効率化等を支援します。また、これらの加工施設へ原木を低コストで安定的に供給するとともに、森林資源の安定確保や森林吸収源対策の取組の加速化を図るため、路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐、再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備等の取組を支援します。加えて、木材製品の消費拡大や新技術の実証とともに、木材製品等の輸出拡大に向けた取組等を支援します。さらに、今般の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）への緊急的な対応に資する取組を支援します。

＜政策目標＞

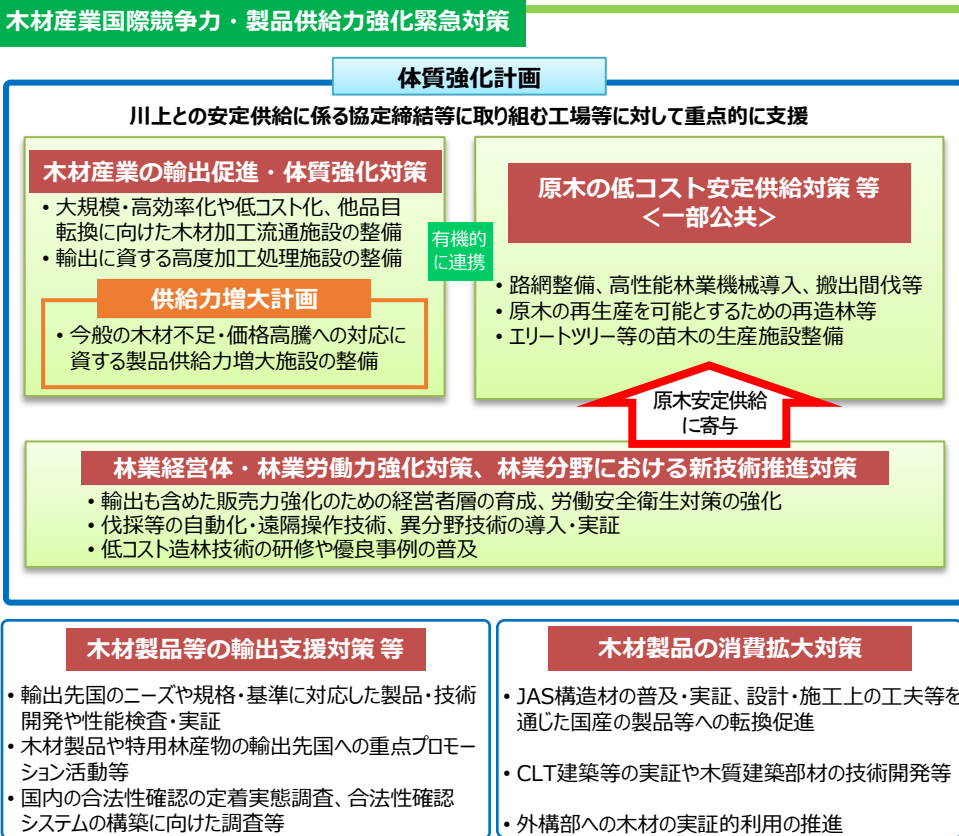
○ 国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup>〔令和元年度〕→42百万m<sup>3</sup>〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 木材産業国際競争力強化対策 等＜一部公共＞44,202,076千円
- ①木材産業の輸出促進・体質強化対策
- 木材製品の国際競争力の強化や輸出拡大に向けた加工施設の大規模化・高効率化、他品目転換、高付加価値化等を支援します。加えて、いわゆるウッドショックへの緊急的な対応として、ボトルネックとなっている乾燥施設の能力向上等の施設整備を支援します。
- ②原木の低コスト安定供給対策 等＜一部公共＞
- 大径材を含む原木を加工施設へ低コスト・安定的に供給するとともに、森林資源の安定確保や森林吸収源対策の取組の加速化を図るため、路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐、再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備等を支援します。
2. 木材製品等の輸出支援対策 等499,925千円
- 輸出も含めた販売力強化のための人材育成、輸出先国のニーズ・規格等に対応した製品開発や性能検査・実証、輸出先国への重点プロモーション活動等を支援します。このほか、国内におけるグリーンウッド法に基づく合法性確認の定着実態調査や流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査等を実施します。
3. 木材製品の消費拡大対策 等4,802,000千円
- 非住宅分野等の外構部も含めた木造化・木質化等を推進するとともに、いわゆるウッドショックへの緊急的な対応として、国産の製品等への転換促進を支援します。伐採等の自動化・遠隔操作技術、異分野技術の導入・実証等を支援します。



＜事業イメージ＞



# 木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち 木材産業国際競争力強化対策事業

【令和3年度補正予算額 16,702,076千円】

## ＜対策のポイント＞

林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「体質強化計画」に基づき、林業・木材産業の生産・流通・加工コストの一体的な削減に向けた生産性向上や競争力のある製品生産への転換等の取組を支援します。

加えて、今般の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）への対応に資する取組を支援します。

## ＜事業の内容＞

## ＜事業イメージ＞

### 1. 木材産業の輸出促進・体質強化対策

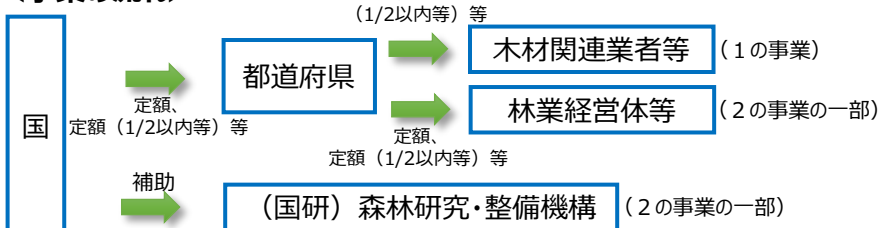
- 木材製品の国際競争力の強化や輸出拡大に向けた加工施設の大規模化・高効率化、他品目転換、高付加価値化等を支援します。
- 今般の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）へ緊急に対応するため、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設の能力向上等の施設整備を支援します。

### 2. 原木の低コスト安定供給対策

- 原木を低コストで安定的に供給するため路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入や間伐材生産等に対し支援します。
- 森林資源の安定確保に資するエリートツリー等の苗木の生産施設整備を支援します。



## ＜事業の流れ＞



## 【お問い合わせ先】

- (1の事業について)
- (2のうち、路網整備、間伐材生産等について)
- (2のうち、高性能林業機械について)

林野庁木材産業課 (03-6744-2290)  
林野庁整備課 (03-6744-2303)  
林野庁経営課 (03-3502-8055)

## <対策のポイント>

輸出に向けた木材製品の国際競争力強化のため、輸出も含めた販売力強化のための経営者層の育成や労働安全衛生対策の強化、輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販路開拓、特用林産物の販売促進活動等を支援します。また、輸出先国への重点プロモーション活動等や木材の合法性確認の実態調査及び合法性確認システムの構築に向けた調査等を実施します。

## <事業の内容>

### 1. 林業経営体・林業労働力強化対策

- ① 木材製品の国際競争力強化等を見据えた林業経営に関する研修等を行い、木材の有利販売や輸出等の課題に対応し得る経営者層の育成を支援します。
- ② 労働安全衛生装備・装置の導入、研修等を行い、林業労働力の確保に向けた安全で衛生的な職場づくりを支援します。

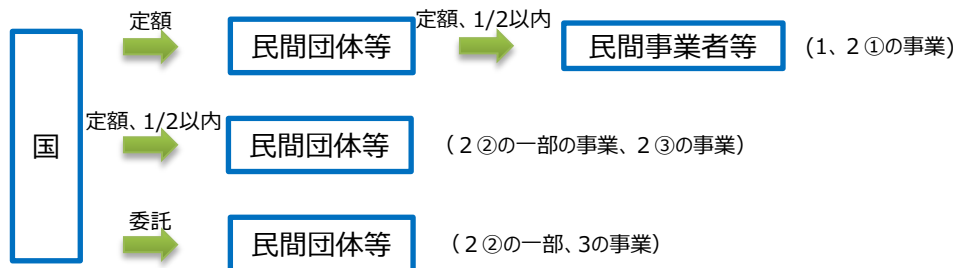
### 2. 木材製品等の輸出支援対策

- ① 輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証を支援します。
- ② 付加価値の高い木材製品の海外販路構築のため、ターゲットとする輸出先国に応じた重点プロモーション活動を支援するとともに、輸出先国の木材製品等の利用状況や市場規模、相手国の規格規制等の調査やブランド化等を実施します。
- ③ 特用林産物の輸出促進に向け、輸出先国調査、SNS等を活用した情報発信等の販売促進活動を支援します。

### 3. 「クリーンウッド」利用推進事業

クリーンウッド法の定着実態調査、流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査及び生産国における木材流通やガバナンス状況を踏まえたリスク評価に向けた調査を実施します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 林業経営体・林業労働力強化対策



集合研修等により輸出等に必要の知見を提供



製品事業者との連携等、販売力強化に関する研修の実施



携帯圏外でもチャットやSOSが発信可能な装備

### 木材製品等の輸出支援対策



輸出先国の規格・基準に対応した性能検査



日本産木材製品の重点プロモーション



SNS等を活用した情報発信

### 「クリーンウッド」利用推進事業

合法性確認の実施状況の調査



生産国におけるリスク評価に向けた調査



流通過程の木材の合法性確認システムの構築に向けた調査・検討



## 【お問い合わせ先】

- |               |          |                |
|---------------|----------|----------------|
| (1の事業、2の③の事業) | 林野庁経営課   | (03-3502-8048) |
| (2の①の事業)      | 林野庁木材産業課 | (03-6744-2295) |
| (2の②、3の事業)    | 林野庁木材利用課 | (03-6744-2120) |

## <対策のポイント>

輸出にも向けた木材製品の国際競争力を高めるため、木材製品の生産力の向上を支える非住宅分野等における消費拡大等を推進するとともに、今般の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）へ緊急に対応するため、国産の製品等への転換促進を支援します。また、林業分野における新技術の開発を支援します。

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 木材製品の消費拡大対策

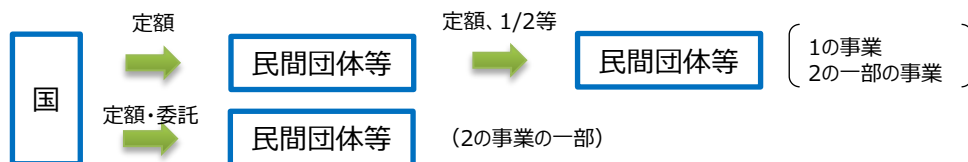
- ① CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。
- ② 木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の設計・建築に合理的に活用する技術や品質・性能の確かな国産の製品等の開発及び性能検証に向けた試験等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。
- ③ JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材等を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材等の調達費の一部を支援します。また、いわゆるウッドショックへの緊急的な対応として、設計・施工上の工夫等によって国産の製品等への転換を促進する取組について支援します。
- ④ これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

### 2. 林業分野における新技術推進対策

先進的林業機械を活用し、伐採等の自動化や遠隔操作技術を進めるとともに、当該機械を中心とした作業システムを事業規模で実証し、地域の実情に応じて改良する取組を支援します。

また、林業現場の課題解決のための異分野技術の導入・実証や低コスト造林モデルの普及促進を支援します。

## <事業の流れ>



### 木材製品の消費拡大対策



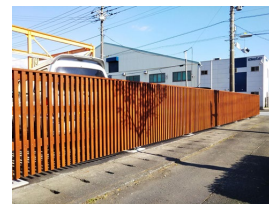
CLTを活用した設計・建築等の実証



木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材等の活用

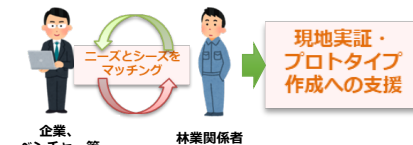


木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及

### 林業分野における新技術推進対策



伐採等の自動化・遠隔操作技術の導入・実証



異分野技術の導入・実証



ドローンによる実地研修



面積の自動計測

低コスト造林の加速化に資する人材育成や低コスト造林モデルの普及

## 【お問い合わせ先】

|           |          |                |
|-----------|----------|----------------|
| (1の①～③事業) | 林野庁木材産業課 | (03-6744-2294) |
| (1の④の事業)  | 林野庁木材利用課 | (03-6744-2626) |
| (2の事業)    | 林野庁研究指導課 | (03-3501-5025) |
|           | 林野庁整備課   | (03-3502-8065) |